

令和5年8月25日

令和5年8月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月25日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

局長 ただいまより令和5年8月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は3番岩本委員、4番阿部委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号132及び133については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号132について、藍畑字西覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第47号、受付番号132について、説明いたします。

8月19日に廣瀬委員、桑内委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権有償移転の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取り調査を行いました。

申請地は藍畑字西覚円〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇で登記地目が畑、現況地目が畑、面積は合計2,157㎡です。

譲受人は、現在、農地を所有しておりませんが、下限面積要件が廃止されたこと

もあり、今回自宅に隣接する土地の譲渡人が高齢なことから、申請にいったことと
ことです。

申請地は、譲受人の自宅に隣接していることから耕作を行いやすく、自家消費野
菜を栽培する予定とのこととことです。

また、周辺農家とも良好な関係であり、耕作について農家の方と相談しながら行
っていくとのこととことです。

トラクターなど大型農機具は所有していませんが、使用時にリースして耕作す
る予定とのこととことです。

よって、許可相当と思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号132について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号132は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号133について、高原字西高原の担当であります8番藤井
職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第47号、受付番号133について、説明いたします。
8月11日に上田委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所
有権移転の件で譲渡人と譲受人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
本案件は贈与です。
申請地は高原字西高原〇〇〇番〇、登記と現況が田で613㎡です。
譲受人は会社に勤めておりますが、母親と妻とともに自家消費野菜を栽培して
おります。
申請地は自宅に隣接し、農機具は管理機、草刈り機を所有しております。
農地の管理も十分できておりますので、許可相当と考えます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号133について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号133は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号134から136については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号134について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4 番 議案第48号、受付番号134について、説明いたします。
8月17日に吉浦委員と私の2名で、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
農地の所在は浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記は田ですが、現況は田の外、一部が雑種地です。
転用面積は665㎡の内288.04㎡で転用申請する部分が既に雑種地となっております。
転用目的は農地進入路及び農機具置場で、転用理由は資材の搬入路が必要なためであります。
申請地は既に施工済みで、コンクリート壁で囲い造成しております。申請地西側の農地を売買しようと許可申請をしたときに、すでに転用されていることがわかりました。
そこで、農業委員会の指導により違法転用状態を解消するために、7月の農用地の除外後、農地転用許可を申請したとのことです。西側の農地についてはあらためて許可申請を行うとのことです。

この進入路がないと農機具の進入ができなくなることから、許可やむを得ないと思われま

す。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号134の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農地進入路及び農機具置場です。

隣接地である上浦〇〇〇番〇への進入路もありますが、このことについては、以前に農地法第3条許可申請で売買の申請があったものの、本申請にかかる違法転用が見つかったため、3条申請を取り下げて、まず違法転用状態を解消することとしたものであります。

なお、本案件が許可されれば、あらためて農地法第3条申請を提出するとのことです。

申請地は、既に施工された状態でした。北側から西側は申請者の農地及び先ほど説明しました農地で新設擁壁を施工し、南側と東側は宅地で既存擁壁を境界とし、造成しております。

農地への復元は著しく困難な状態です。

表面は碎石を敷いており、雨水は地下浸透となります。

申請地には北に接する町道から進入し、トラクター2台と軽トラック1台を置くほか、申請地の残地及び上浦〇〇〇番〇への進入路とします。

麻名用水土地改良区の意見書、及び違法転用に関する申述書が添付されております。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、被害及び事故等が生じた場合は、申請者が責任をもって対処することが、申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については問題がなく、許可やむを得ないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号134について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号134は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号135と136は、同一地番の一連の案件です。
高川原字天神の担当であります12番上田武志委員に一括して現地調査の結果並びに説明をお願いします。

12番 議案第48号、受付番号135と136は、同じ地番の転用でありますので、まとめて説明いたします。

8月18日に大西委員と近久委員、私の3名で、申請者と農地法第4条に規定する農地転用について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、畑、1,906㎡で、その一部を転用します。

2件の申請とも住宅及び農産物加工施設が〇〇〇に指定されたため、かわりの施設を確保するためになされました。

受付番号135は駐車場と東の町道から入るための進入路として、161.83㎡転用します。受付番号136の農産物加工施設への進入路にもなります。住宅は元の敷地内に新築しましたが、駐車場は別に確保する必要がありました。申請前に工事が完了しており、始末書が提出されております。

受付番号136は、農産物加工施設とその敷地として351.15㎡転用します。

申請地が属する土地改良区及び水利組合は、ないとのことです。

周囲は、宅地と転用の残りとなる農地です。申請地の雨水は農地に流れますが、農業への影響はないとのことです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、特に問題がないものと考えております。

以上のことから許可やむを得ないと思われまますので、審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号135及び136の申請地は、第1種農地ですが、概ね50m以内に4件の住宅の敷地があり、集落接続をしております。

農地の一部転用に先立ち、受付番号135の進入路及び駐車場の部分については、令和5年7月に農用区域から除外されております。

受付番号136の農産物集荷調整施設にかかる部分は、農用区域内における軽微な変更が認められております。

概要につきましては、ただいま上田委員が説明されたとおりです。

これは、既存宅地内の住宅及び農業施設が〇〇〇に指定されたため、代替施設を建設することになったものであります。

受付番号135は、既存敷地の外側に自家用車の駐車場確保する必要があるため、また、東側町道からの進入路が必要であるために転用します。受付番号136の農業用施設への進入路としても利用します。

受付番号135の申請地は既にコンクリートで舗装された状態です。違法転用状態であったため始末書が添付されております。

受付番号136の農産物集荷調製施設の敷地について、取水は既存住宅敷地から水道を引き込みます。

建物の排水は浄化槽を通し、東側農地の地下を通して町道側溝に流します。末流は旧国有水路です。

集荷調製施設建設については都市計画法適合証明書の写しが添付されております。

周囲は転用の残地となる農地及び住宅敷地です。雨水は、残地となる農地に流れます。農業への影響はないとのことです。

申請地が属する土地改良区及び水利組合はないとのことです。

転用に必要な資金が十分であることは、銀行の残高証明書で確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については問題がなく、許可やむを得ないものと考えております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号135及び136について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号135及び136は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号137及び138については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号137について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第49号、農地法第5条許可申請、受付番号137について説明いたします。

8月18日に上田武志委員、大西委員と私の3名で申請地に出向いて申請人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は高川原字高川原〇〇〇番〇、195㎡と〇〇〇番〇、71㎡の2筆、登記地目が田、現況地目が畑、合計266㎡です。

譲受人は隣接地に住居をかまえておりますが、当用地を転用して駐車場として使用したいとのことです。

申請地西側は高川原水利組合の水路、南側と東側は譲受人宅とその進入路、北側は農地です。

高川原水利組合の意見書が添付されております。

農地転用においては、周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合には、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上のことから許可やむを得ないと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号137の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

転用目的は、住宅敷地内の駐車場が不足するため、自家用車4台の駐車場とするものです。

申請地は、東側と南側が譲受人の住宅地、北側は農地、西側は水路を挟んで住宅地となっております。

既存擁壁があり、現況を整地して駐車場とします。

整地のみであるため、工事費用は不要とのことでした。

雨水は地下浸透です。

周辺農地等に影響はないとのことでした。

高川原水利組合の意見書が添付されております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号137について、許可相当という意見を県知事に送付するというごことに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号137は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号138について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4番 議案第49号、受付番号138について、説明いたします。
8月17日に吉浦委員と私の2名で、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
農地の所在は浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記は田ですが、現況は若干農地の地上げがされております。地積は544㎡です。
譲渡人は以前、申請地に農家住宅を建てる予定で手続きを進めていたとのことでした。
しかし、農地のまま管理していたところ、高齢であり、除草が大変であったため、このたび譲渡することになったそうです。

譲受人は、申請地の近隣に居住し、申請地でレストランを営業するとのことです。有償移転となります。農地の区分は第2種農地です。

周囲の地権者とは協議済みで、問題はないとのことです。

麻名用水利改良区の水路には床板をかけるため、その許可はいただいております。

なお、この水路への排水は認められず、用水の水路下を通して町道側溝から立石谷川に流すとのことです。

申請地は、用水路より少し高くなっており、新設擁壁で囲い、10cmから20cmほど造成するとのことです。

以上のことから、許可やむを得ないものと考えております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号138の申請地は、昭和46年に農用区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、レストランを新規出店するためです。

申請地は、北側と南側が宅地、東側が農地、西側は麻名用水利改良区の水路を挟んで町道となっております。

造成は、周囲を新設擁壁で囲い良質の山土で盛土します。

給水は、打ち込み井戸から取水します。

浄化槽と敷地の排水は、麻名用水利改良区の水路にかける床板の地下を通して、排水ポンプで町道側溝に流します。末流は立石谷川です。

麻名用水利改良区の受益地からは、過去に脱退しており、転用に支障がないことを確認しております。

また、店舗への進入のため床板を掛け替える契約を締結しております。この土地改良区施設他目的使用契約は、地上権の設定を目的としたものであり、水路上だけでなく地下にも契約の効力が及ぶものであるとのことです。

飲食店営業については、徳島県東部保健福祉局の許可を得る予定とのことです。

開発許可申請書の写しが添付されており、徳島県東部県土整備局との協議が行われております。

本転用申請において十分な資金があることを融資証明書で確認しております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(2番久米委員挙手)

2 番 譲渡人は分家住宅建設のため手続きを進めていたとのことですが、町外に居住し、農地のまま管理していたとのことですが。
これは、どういうことでしょうか。

事務局 譲渡人は、今は町外に居住しておりますが、以前は石井町内に居住していました。農家住宅の建設のための手続きは進められていましたが、結局は転用にいたらず現在の状況となっております。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(4番阿部委員)

4 番 農用地区域や農地の種別などを決めたのはいつですか。

事務局 石井町においては、都市計画との関係から昭和46年5月に決定しております。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号138について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号138は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、1件受理しました。
報告第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
（発言なし）

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年8月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。